児童ホーム利用調整基準

児童ホーム 令和6年度	子どもの氏名		子どもの生年月日	H・R　　年　　月　　日	学年	

＜基本項目＞

・同一家族で複数の児童の入所を希望される場合は、最も点数の高くなる児童の点数にて利用調整を実施します。
・複数種類の保育理由が提出されている場合は、各保育理由のうち、最も点数の高くなる保育理由にて利用調整を実施します。

✓ 該当する項目をチェックしてください。

大分類	中分類	小分類	点数	父	母	備考
就労（内定を含む）	居宅外就労（雇用・自営）	週40時間以上（週5日かつ1日8時間以上等）の就労を常態としている	100			
		週35時間以上（週5日かつ1日7時間以上等）の就労を常態としている	95			
		週30時間以上（週5日かつ1日6時間以上等）の就労を常態としている	90			
		週25時間以上（週5日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	85			
		週20時間以上（週4日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	80			
		週15時間以上（週3日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	75			
		週12時間以上（週3日かつ1日4時間以上等）の就労を常態としている	70			
	居宅内就労（自営）	週40時間以上（週5日かつ1日8時間以上等）の就労を常態としている	100			
		週35時間以上（週5日かつ1日7時間以上等）の就労を常態としている	95			
		週30時間以上（週5日かつ1日6時間以上等）の就労を常態としている	90			
		週25時間以上（週5日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	85			
		週20時間以上（週4日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	80			
		週15時間以上（週3日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	75			
		週12時間以上（週3日かつ1日4時間以上等）の就労を常態としている	70			
	居宅内就労（内職）	週40時間以上（週5日かつ1日8時間以上等）の就労を常態としている	60			
		週35時間以上（週5日かつ1日7時間以上等）の就労を常態としている	55			
		週30時間以上（週5日かつ1日6時間以上等）の就労を常態としている	50			
		週25時間以上（週5日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	45			
		週20時間以上（週4日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	40			
		週15時間以上（週3日かつ1日5時間以上等）の就労を常態としている	35			
		週12時間以上（週3日かつ1日4時間以上等）の就労を常態としている	30			
妊娠・出産		母の出産予定月の前2ヶ月～後2ヶ月	80			期限付利用
保護者の疾病、負傷、障害	疾病など	入院又は自宅で治療や安静のため常に病臥している場合	100			治癒するまでの期間。保育理由証明書【D】が必要。
		通院治療を行い、常に安静を要するなど、保育が困難な場合	60			
		上記を除き、疾病などにより保育に支障がある場合	30			
	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	100			
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合	80			
		上記を除き、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合	50			
親族の介護・看護		病人や障害者（児）の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのため、週40時間以上（週5日かつ1日8時間以上等）保育が困難な場合	80			治癒するまでの期間
		病人や障害者（児）の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのため、週35時間以上（週5日かつ1日7時間以上等）保育が困難な場合	75			
		病人や障害者（児）の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのため、週30時間以上（週5日かつ1日6時間以上等）保育が困難な場合	70			
		病人や障害者（児）の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのため、週25時間以上（週5日かつ1日5時間以上等）保育が困難な場合	65			
		病人や障害者（児）の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのため、週20時間以上（週4日かつ1日5時間以上等）保育が困難な場合	60			
		病人や障害者（児）の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのため、週15時間以上（週3日かつ1日5時間以上等）保育が困難な場合	55			
		病人や障害者（児）の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのため、週12時間以上（週3日かつ1日4時間以上等）保育が困難な場合	50			
就学		職業訓練校、専門学校、大学等で週40時間以上（週5日かつ1日8時間以上等）就学している場合	80			就学（受講）期間内
		職業訓練校、専門学校、大学等で週35時間以上（週5日かつ1日7時間以上等）就学している場合	75			
		職業訓練校、専門学校、大学等で週30時間以上（週5日かつ1日6時間以上等）就学している場合	70			
		職業訓練校、専門学校、大学等で週25時間以上（週5日かつ1日5時間以上等）就学している場合	65			
		職業訓練校、専門学校、大学等で週20時間以上（週4日かつ1日5時間以上等）就学している場合	60			
		職業訓練校、専門学校、大学等で週15時間以上（週3日かつ1日5時間以上等）就学している場合	55			
		職業訓練校、専門学校、大学等で週12時間以上（週3日かつ1日4時間以上等）就学している場合	50			
社会的擁護が必要		児童や保護者の生命の維持等のため、保育の緊急性が高いと認められるとき	―			個別に調整

＜加減算項目＞ ※複数選択可

✓ 該当する項目をチェックしてください。

項目	点数	該当	備考
ひとり親家庭	120		
生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	30		
65歳未満の祖父母が同居（減点項目。祖父母の保育理由証明書の提出があれば、その点数により調整）	−30		対象者数×点数
※1 保育料等の滞納がある場合 滞納額1,000円ごとに「－2点」の減点調整 （例） 5万円の滞納がある場合、「－2点　×　50」となり「－100点」の減点調整となります。	―		保育幼稚園課と協議

※1．保育料の滞納等がある場合は市保育幼稚園課と協議が必要です。

✓ 該当するいずれか1つの項目をチェックしてください。

項目		点数	該当	備考
対象児童の学年	1年生	30		
	2年生	25		
	3年生	20		
	4年生	15		
	5年生	10		
	6年生	5		

＜同点の場合の優先順位＞

順位	項目
1	社会的擁護が必要な場合
2	ひとり親世帯または単身赴任等
3	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
4	学年の低い児童
5	入所を希望する子どもに障害がある場合（集団での保育が可能と認められる場合に限る）
6	就労時間等が長い（保育理由証明書により保育を必要とする時間が証明されている場合）
7	同一家族で複数の児童の入所が必要な場合
8	その他

施設の受け入れ可能人数を超える申し込みがあった場合の利用調整手順

① 保護者それぞれの状況を、該当する「基本項目」のいずれかにより点数化します。

② ①に、該当する「加減算項目」を加え、点数の高い子どもから順に利用を決定します。

③ ②の結果同点となった場合、「同点の場合の優先順位」の順位が高い項目に該当する子どもから順に、利用を決定します。

お問い合わせ
大和高田市役所　子育て支援室　保育幼稚園課
電話　0745－22－1101